

**令和4年第1回泉南市議会定例会議案補助資料  
新旧対照表**



## 資料一覧表

(令和4年3月3日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	5	泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案	6	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案	7	泉南市職員旅費条例等の一部を改正する条例の制定について	9
議案	8	特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案	9	泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案	10	南部大阪都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案	11	泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	27



議案第5号補助資料 泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例新旧対照表

第1条 泉南市附属機関に関する条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
附属機関	担当事務	附属機関	担当事務
(略)		(略)	
泉南市公共施設等最適化推進委員会	市の公共施設等の最適化の推進に関する事項	泉南市公共施設等最適化推進委員会	市の公共施設等の最適化の推進に関する事項
泉南市地域福祉計画策定委員会	市の地域福祉計画の策定に関する事項	泉南市福祉のまちづくり推進計画委員会	市の福祉のまちづくり推進計画の策定及び進捗管理に関する事項
泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会	市のひとり親家庭等自立促進計画の策定に関する事項	泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会	市のひとり親家庭等自立促進計画の策定に関する事項
(略)		(略)	

第2条 報酬及び費用弁償条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
地域福祉計画策定委員会委員	日額 7,500円	福祉のまちづくり推進計画委員会委員	日額 7,500円

改正前		改正後	
(略)		(略)	
障害支援区分認定審査会委員	日額 18,000円	障害支援区分認定審査会委員	日額 18,000円
スポーツ推進委員	年額 22,000円	結核対策委員会委員	日額 18,000円
(略)		スポーツ推進委員	
市医及び校医（内科、歯科）	市長が定める額	(略)	
(略)		市医、校園医、校園歯科医	市長が定める額
		(略)	

議案第6号補助資料 職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)</u></p> <p>第24条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第25条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>

改正前	改正後
	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="1160 150 1720 181">(1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></li><li data-bbox="1160 188 1637 220">(2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u></li><li data-bbox="1160 226 1850 258">(3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></li></ul>



議案第7号補助資料 泉南市職員旅費条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条 泉南市職員旅費条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第2章 鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃（第7条—<u>第10条の2</u>）</p> <p>第3章 日当及び宿泊料（<u>第11条・第12条</u>）</p> <p>第4章 移転料、着後手当及び扶養親族移転料（<u>第13条—第15条</u>）</p> <p>第5章 解職及び退職者の旅費（<u>第16条—第20条</u>）</p> <p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この市の職員が公務のため旅行するときは、条例の定めるところにより別表第1、<u>別表第2及び別表第3</u>に掲げる旅費を支給する。</p> <p>（職員の定義）</p> <p>第2条 前条の職員とは、<u>一般職の職員及び特別職の職員の給与に関する条例の適用を受けるものをいう。</u></p> <p>（旅費の種類）</p> <p>第3条 旅費は、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、日当、宿泊料、<u>食卓料</u>、移転料、着後手当及び扶養親族移転料として順路によりこれを支給する。ただし、<u>公務の都合又は天災その他やむをえない事由により、順路により難しい場合においてはその現に通過した経路による。</u></p> <p>（鉄道、航空、水路、陸路旅行）</p> <p>第7条 鉄道又は軌道旅行には鉄道賃、航空旅行には航空賃、水路旅行には船賃、陸路旅行には車賃を支給する。</p> <p>2 陸路旅行とは陸上の旅行にして<u>鉄道、軌道</u>によらないものをいう。</p> <p>（航空賃）</p> <p>第8条 <u>航空賃は、特別の用務のため市長において、航空機により旅行する必要があると認めた場合に限り、旅客運賃を支給する。</u></p>	<p>目次</p> <p>第2章 鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃（第7条—<u>第12条</u>）</p> <p>第3章 日当及び宿泊料（<u>第13条—第15条</u>）</p> <p>第4章 移転料、着後手当及び扶養親族移転料（<u>第16条—第18条</u>）</p> <p>第5章 解職及び退職者の旅費（<u>第19条—第23条</u>）</p> <p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この市の職員が公務のため旅行するときは、条例の定めるところにより別表第1 <u>及び別表第2</u>に掲げる旅費を支給する。</p> <p>（職員の定義）</p> <p>第2条 前条の職員とは、<u>一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）及び特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年泉南市条例第37号）の適用を受けるものをいう。</u></p> <p>（旅費の種類）</p> <p>第3条 旅費は、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料として順路によりこれを支給する。ただし、<u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、順路により難しい場合においてはその現に通過した経路による。</u></p> <p>（鉄道、航空、水路、陸路旅行）</p> <p>第7条 鉄道旅行には鉄道賃、航空旅行には航空賃、水路旅行には船賃、陸路旅行には車賃を支給する。</p> <p>2 陸路旅行とは陸上の旅行にして鉄道によらないものをいう。</p> <p>（鉄道賃）</p> <p>第8条 <u>鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）</u>、急行料金及び座席指定料金による。</p>

改正前	改正後
<p>(車賃)</p> <p>第9条 車賃は、<u>その通過せる路程を合算してこれを支給する。ただし、1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切捨てる。</u></p> <p>第10条 特別の事情により前条によつて計算した車賃をもつてその実費を支弁し難</p>	<p>(1) <u>その乗車に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>急行料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前2号に規定するもののほか、座席指定料金</u></p> <p>2 <u>前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による片道100キロメートル以上の旅行については、特別急行料金</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車を運行する線路による片道50キロメートル以上の旅行については、急行料金</u></p> <p>3 <u>第1項第3号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による片道100キロメートル以上の旅行について、支給する。</u></p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p>第9条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p>第10条 <u>船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</u></p> <p>(3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p>(4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(車賃)</p> <p>第11条 車賃は、<u>路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>2 <u>車賃の額は、現に支払った旅客運賃等による。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>い場合においては、実費の額を支給する。</u></p> <p>(公用車等使用のとき)  <u>第10条の2</u> (略)</p> <p>(日当宿泊料の計算)  <u>第11条</u> 日当は日数に応じ、宿泊料は夜数に応じて支給する。<u>航空旅行及び水路旅行には天災その他やむを得ない事由により、着陸若しくは上陸宿泊した場合の外は、宿泊料を支給しない。</u></p>	<p>(公用車等使用のとき)  <u>第12条</u> (略)</p> <p>(日当、宿泊料の計算)  <u>第13条</u> 日当は日数に応じて別表第1に定める額を、宿泊料は夜数に応じて別表第1に定める額の範囲内で現に宿泊に要した額を支給する。</p> <p><u>2</u> <u>三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県又は和歌山県に旅行する場合は、前項の規定にかかわらず日当を支給しない。</u></p> <p><u>3</u> <u>航空旅行及び水路旅行には、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、着陸又は上陸して宿泊した場合のほかは、第1項の規定にかかわらず宿泊料を支給しない。</u></p> <p>(旅費の計算)  <u>第14条</u> <u>旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p>
<p>(旅行日数の計算)  <u>第12条</u> (略)</p> <p><u>2</u> <u>前項の日数の計算については、公務のため出張地に滞在した日数及び途中天災その他やむを得ない理由で要した日数を除く外、鉄道旅行には400キロメートル、水路旅行には200キロメートル、陸路旅行には50キロメートルについて1日の割合で通算した日数を超えることができない。但し、1日未満の端数はこれを1日とする。</u></p> <p>(移転料)  <u>第13条</u> 赴任(本市以外の機関からの派遣を受け入れて採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた</p>	<p><u>第15条</u> (略)</p> <p><u>2</u> <u>前項の日数の計算については、公務のため出張地に滞在した日数及び途中天災その他やむを得ない理由で要した日数を除く外、鉄道旅行には400キロメートル、水路旅行には200キロメートル、陸路旅行には50キロメートルについて、1日の割合で通算した日数を超えることができない。ただし、1日未満の端数、これを1日とする。</u></p> <p>(移転料)  <u>第16条</u> 赴任(本市以外の機関からの派遣を受け入れて採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた</p>

改正前	改正後
<p>職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。ただし、同一都道府県の区域内におけるものを除く。以下同じ。)に伴い住所又は居所を移転する場合には、移転料として次の各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。以下同じ。)を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第3に定める額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(着後手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第15条 赴任に伴い扶養親族を移転する場合には、扶養親族移転料として次に定める額を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第13条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第16条 旅行中解職となつたときは、前職に相当する帰郷旅費を支給する。但し、刑に処せられ又は懲戒処分により解職せられた者はこの限りでない。</p> <p>(事務引継等のために必要な旅費)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(国又は他の団体より旅費の支給を受けるとき)</p>	<p>職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。ただし、同一都道府県の区域内におけるものを除く。以下同じ。)に伴い住所又は居所を移転する場合には、移転料として次の各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。以下同じ。)を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第2に定める額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(着後手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第18条 赴任に伴い扶養親族を移転する場合には、扶養親族移転料として次に定める額を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第16条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第19条 旅行中解職となつたときは、前職に相当する帰郷旅費を支給する。ただし、刑に処せられ又は懲戒処分により解職せられた者はこの限りでない。</p> <p>(事務引継等のために必要な旅費)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(国又は他の団体より旅費の支給を受けるとき)</p>

改正前							改正後																																				
<p>第18条 国、府県又は他の公共団体より旅費の支弁を受けるときは、本条例による旅費はこれを支給しない。但し、その受ける額が本条例による旅費額より少いときは、その差額を支給する。</p> <p>(外国旅費)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(この条例の施行に関し必要な事項)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>別表第1 (第1条、第14条関係)</p>							<p>第21条 国、府県又は他の公共団体より旅費の支弁を受けるときは、本条例による旅費はこれを支給しない。ただし、その受ける額が本条例による旅費額より少いときは、その差額を支給する。</p> <p>(外国旅費)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(この条例の施行に関し必要な事項)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>別表第1 (第1条、第13条関係)</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>鉄道賃</th> <th>船賃</th> <th>航空賃及び車賃</th> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> <th>食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td rowspan="2">乗車に要する運賃及び特別車輛料金</td> <td rowspan="3">1等</td> <td rowspan="3">実費</td> <td>3,000円</td> <td rowspan="2">15,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長・教育長</td> <td>2,500円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>一般職・消防職 8級</td> <td rowspan="3">乗車に要する運賃</td> <td>2,000円</td> <td rowspan="3">14,000円</td> <td rowspan="3">2,000円</td> </tr> <tr> <td>一般職・消防職 6、7級</td> </tr> <tr> <td>一般職・消防職 5級</td> </tr> <tr> <td>教育職 3級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							区分	鉄道賃	船賃	航空賃及び車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	市長	乗車に要する運賃及び特別車輛料金	1等	実費	3,000円	15,000円	3,000円	副市長・教育長	2,500円	2,500円	一般職・消防職 8級	乗車に要する運賃	2,000円	14,000円	2,000円	一般職・消防職 6、7級	一般職・消防職 5級	教育職 3級							<table border="1"> <thead> <tr> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table>		日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	2,000円	14,000円
区分	鉄道賃	船賃	航空賃及び車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)																																					
市長	乗車に要する運賃及び特別車輛料金	1等	実費	3,000円	15,000円	3,000円																																					
副市長・教育長				2,500円		2,500円																																					
一般職・消防職 8級	乗車に要する運賃			2,000円	14,000円	2,000円																																					
一般職・消防職 6、7級																																											
一般職・消防職 5級																																											
教育職 3級																																											
日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)																																										
2,000円	14,000円																																										

改正前							改正後							
一般職 4、 3級 消防職 2、 1級		2 等												
教育職 2、 1級														
備考														
1 片道100キロメートル以上の旅行では特別急行料金、片道50キロメートル以上の旅行では急行料金を支給することができる。ただし、特別急行列車及び急行列車を運転しない路線による場合は支給しない。														
2 片道100キロメートル以上の旅行で、座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合には、前項に規定する特別急行料金又は急行料金のほか座席指定料金を支給する。														
3 上位の職員に随伴する必要がある場合には、当該旅費額の規定にかかわらず上位の職員と同額とする。														
別表第2（第1条関係）														
宿泊しない場合の旅費額														
出張区分				職名				日当						
片道50キロメートル以上の出張				市長				1,500円						
				副市長・教育長				1,250円						
				一般職 消防職 教育職				1,000円						

改正前	改正後
別表第3（第1条、第13条関係）	別表第2（第1条、第16条関係）
(略)	(略)
備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって、鉄道1キロメートルとみなす。	備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって、鉄道1キロメートルとみなす。

## 第2条 報酬及び費用弁償条例新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する非常勤の特別職の職員には、報酬を支給する。</u></p> <p>2 前項の者が職務のため旅行する場合は、その者に費用を弁償する。</p> <p>3 第1項に規定する報酬額は、別表のとおりとする。前項に規定する費用弁償額は、泉南市職員旅費条例（昭和31年条例第7号。以下「職員旅費条例」という。）別表第1中、市長相当額とする。</p> <p><u>第2条 月額報酬の定めある職員が月の途中で就職した者である場合は、その就職の月分を日割計算により、月の途中で離職し又は死亡した場合は、その月分全額を支給する。</u></p> <p><u>第3条 年額報酬の定めのある職員が年の途中で就職した者である場合は、その就職の月分から、年の途中で離職し、又は死亡した場合は、その月分までを月割計算により支給する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する非常勤の特別職の職員（以下「非常勤職員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(報酬の額)</p> <p><u>第2条 報酬の額は、別表のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(報酬の支給方法等)</p> <p><u>第3条 月額報酬の定めのある職員が月の途中で就職した者である場合は、その就職の月分を日割計算により、月の途中で離職し又は死亡した場合は、その月分全額を支給する。</u></p> <p>2 <u>年額報酬の定めのある職員が年の途中で就職した者である場合は、その就職の月分から、年の途中で離職し、又は死亡した場合は、その月分までを月割計算により支給する。</u></p> <p>3 <u>非常勤職員を離職した者が同月中に再び同じ職についた場合は、前2項の規定</u></p>

改正前	改正後
<p>第4条 <u>第1条に規定する職を離職した者が同月中に再び同じ職についた場合は、前2条の規定にかかわらずその月分の報酬は支給しない。</u></p> <p>第5条 <u>日額報酬はその都度支給し、月額報酬は毎月末、年額報酬は毎年3月末に支給する。</u></p> <p>第6条 <u>前条に定めるものの外、報酬の支給方法については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第30号）中給料支給の関係規定を準用する。</u></p> <p>第7条 <u>費用弁償の支給方法については、職員旅費条例の関係規定を準用する。</u></p>	<p><u>にかかわらずその月分の報酬は支給しない。</u></p> <p>4 <u>日額報酬はその都度支給し、月額報酬は毎月末、年額報酬は毎年3月末に支給する。</u></p> <p>5 <u>前項に定めるもののほか、報酬の支給方法については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）中給料支給の関係規定を準用する。</u></p> <p><u>（費用弁償）</u></p> <p>第4条 <u>非常勤職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、旅費を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による費用弁償の支給方法は、泉南市職員旅費条例（昭和31年泉南市条例第7号）の関係規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、職員が職務を行うために要した経費は、その実費を弁償することができる。</u></p>

### 第3条 議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>（実費弁償の額）</u></p> <p>第3条 証人等に支給する実費弁償の額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第9号に規定する証人等 泉南市職員旅費条例（昭和31年条例第7号）に規定する職務の級一般職3級にある職員が支給される旅費に相当する額。ただし、上位の市の職員に随伴する必要がある場合には、当該実費弁償の</p>	<p><u>（実費弁償の額）</u></p> <p>第3条 証人等に支給する実費弁償の額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第9号に規定する証人等 泉南市職員旅費条例（昭和31年泉南市条例第7号）の適用を受ける職員の例による。</p>



改正前	改正後
<p>額の規定にかかわらず、上位の市の職員と同額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

第4条 泉南市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後														
<p>(報酬)</p> <p>第12条 団員には、別表第1に定める報酬を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項に規定する旅費の額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、団員に支給する旅費については、<u>泉南市職員旅費条例(昭和31年条例第7号)</u>の定めるところによる。</p> <p>別表第1 (第12条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第2 (第13条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>鉄道賃</th> <th>船賃</th> <th>航空賃 及び車賃</th> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> <th>食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長 副団長</td> <td>乗車に要する運賃及び特別車両料金</td> <td>1等</td> <td>実費</td> <td>3,000円</td> <td>15,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	鉄道賃	船賃	航空賃 及び車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	団長 副団長	乗車に要する運賃及び特別車両料金	1等	実費	3,000円	15,000円	3,000円	<p>(報酬)</p> <p>第12条 団員には、別表に定める報酬を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項に規定する旅費の額は、<u>泉南市職員旅費条例(昭和31年泉南市条例第7号。以下「職員旅費条例」という。)</u>の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、団員に支給する旅費については、職員旅費条例の定めるところによる。</p> <p>別表 (第12条関係)</p> <p>(略)</p>
区分	鉄道賃	船賃	航空賃 及び車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)									
団長 副団長	乗車に要する運賃及び特別車両料金	1等	実費	3,000円	15,000円	3,000円									

改正前							改正後
その他の 団員	乗車に要す る運賃	2等	実費	2,000円	14,000円	2,000円	

議案第8号補助資料 特別職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 1～8 (略)</p>	<p>附 則 1～8 (略) <u>(教育長の退職手当の特例)</u> 9 <u>他の地方公共団体等の職員が退職した場合において、その者が退職日の翌日に教育長に再任したときは、第3条第3項の規定にかかわらず、任期ごとの退職手当は支給しない。</u></p>



議案第9号補助資料 泉南市国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第42条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と、前項中「<u>第17条</u>」とあるのは「<u>第26条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 <u>当該年度において、第40条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第40条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 第17条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用す</p>	<p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第42条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、<u>当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする</u>（第4項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2 第17条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と、「<u>第17条第2項</u>」とあるのは「<u>第26条第2項</u>」と、前項中「<u>第17条第3項</u>」とあるのは「<u>第26条第3項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 <u>当該年度において第40条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第40条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）</u></p> <p>5 第17条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合</p>

改正前	改正後
<p>る。この場合において、第17条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と、「<u>同条第2項</u>とあるのは「<u>同条第3項</u>」と、「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と、前項中「<u>第17条</u>」とあるのは「<u>第26条</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>において、第17条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と、「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と、前項中「<u>第17条第3項</u>」とあるのは「<u>第26条第3項</u>」と読み替えるものとする。</p>

議案第10号補助資料 南部大阪都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p data-bbox="203 268 1122 341">南部大阪都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例</p> <p data-bbox="170 392 241 421">(目的)</p> <p data-bbox="125 432 1122 667">第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画（平成29年泉南市告示第19号。以下「地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づく建築物の緑化率の最低限度を定めることにより、当該区域内の適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p data-bbox="170 716 241 745">(定義)</p> <p data-bbox="125 756 1122 868">第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）及び都市緑地法並びに地区計画の定めるところによる。</p> <p data-bbox="170 917 405 946"><u>（緑化率の最低限度）</u></p> <p data-bbox="125 957 1122 1031">第8条 <u>適用区域内での緑化率（建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）は、10分の2以上でなければならない。</u></p> <p data-bbox="125 1042 1122 1115">2 <u>前項の規定による緑化率の基礎となる緑化施設の面積の算出方法は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条の規定による。</u></p> <p data-bbox="125 1126 1077 1155">3 <u>第1項の規定は、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</u></p> <p data-bbox="152 1166 1122 1278">(1) <u>この条例の緑化率の最低限度に関する規定（以下この項において「当該規定」という。）の施行又は適用の日において既に着手していた新築又は増築の工事に着手していた建築物</u></p> <p data-bbox="152 1289 1122 1362">(2) <u>増築後の建築物の床面積の合計が、当該規定の施行又は適用の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲のもの</u></p> <p data-bbox="170 1406 775 1434">(建築物の敷地が区域等の内外にわたる場合の措置)</p>	<p data-bbox="1223 268 2141 341">南部大阪都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p data-bbox="1189 392 1261 421">(目的)</p> <p data-bbox="1144 432 2141 627">第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画（令和4年泉南市告示第 号。以下「地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、当該区域内の適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p data-bbox="1189 716 1261 745">(定義)</p> <p data-bbox="1144 756 2141 829">第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）並びに地区計画の定めるところによる。</p> <p data-bbox="1189 1406 1794 1434">(建築物の敷地が区域等の内外にわたる場合の措置)</p>

改正前		改正後	
<p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(公益上必要な建築物等の特例)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>別表第1 建築物の用途の制限 (第5条関係)</p>		<p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(公益上必要な建築物等の特例)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>別表第1 建築物の用途の制限 (第5条関係)</p>	
(略)		(略)	
りんくうA 地区 [1]	<p>(1) 住宅</p> <p>(2) 併用住宅</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(4) 学校 (幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)</p> <p>(5) 勝馬投票券発売所その他これに類するもの</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 畜舎</p> <p>(8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項に該当する営業の用に供</p>	りんくうA 地区 [1]	<p>(1) 住宅</p> <p>(2) 併用住宅</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(4) 学校 (幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)</p> <p>(5) 勝馬投票券発売所その他これに類するもの</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 畜舎</p> <p>(8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年号外法律第122号) 第2条第1項、第6項から第11項まで及び</p>



改正前		改正後	
	するもの		第13項に該当する営業の用に供するもの
(略)		(略)	
りんくうB 地区〔1〕	(1) 都市公園法第2条第2項に規定する施設の用に供する以外のもの (2) 都市公園法第6条の規定による公園管理者の許可を受けた同法第7条に規定する工作物その他の物件又は施設の用に供する以外のもの（ただし、南部大阪都市計画南大阪湾岸南部流域下水道南部水みらいセンターの区域は除く。）	りんくうB 地区〔1〕	(1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する施設の用に供する以外のもの (2) 都市公園法第6条の規定による公園管理者の許可を受けた同法第7条に規定する工作物その他の物件又は施設の用に供する以外のもの（ただし、南部大阪都市計画南大阪湾岸南部流域下水道南部水みらいセンターの区域は除く。）
(略)		(略)	



議案第11号補助資料 泉南市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>

